

7 八公聴声第 70818 号
令和 8 年（2026 年） 2 月 17 日

八王子・生活者ネットワーク
代表 鳴海 有理 様

八王子市長 初宿 和夫

2026 年度 予算要望書について（回答）

市政については、平素から御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
令和 7 年（2025 年） 11 月 14 日付で要望のありましたこのことについて、別紙の
とおり回答します。

八王子市 市長公室
広聴課長 小島昭仁
〒192-8501
八王子市元本郷町三丁目24番1号
電 話：042-620-7411（直通）
F A X：042-620-7322
E-mail：hachioji@city.hachioji.tokyo.jp

		要望内容	回答	部	課
1	(1)	1 高齢者福祉 (1) 介護サービスの利用者は今後も増加することが見込まれ、事業所の人材確保対策は喫緊の課題である。従事者の業務負担が深刻化していることやケアマネージャーのシャドーワークの増加など、事業所は多くの課題を抱えている。基礎自治体として介護現場の実態や高齢者のおかれている状況を的確に把握し、国に対して処遇改善や報酬体系の抜本的な見直しを求めていくとともに、市として有効な施策を積極的に講ずること。	介護人材の確保支援として引き続き就職相談会などを実施するとともに、介護事業所に対して実施するアンケート調査の結果も活用しながら、人材対策や業務の効率化、生産性向上の支援を引き続き検討していきます。 また、サービスの安定供給に必要な報酬体系の整備については、引き続き国へ改善の働きかけを行ってまいります。	福祉部	高齢者いきいき課
1	(2)	1 高齢者福祉 (2) 通院や買い物など日常生活で移動に困難を抱える市民は多く、住民主体の移動支援や福祉有償運送は重要な役割を果たしているが、担い手の高齢化や確保などの課題があり、近年では撤退する団体も出てきている状況である。地域住民の生活に欠かせない移動支援を担う団体が地域の中で安定し、持続的な運営ができるように検討すること。	各高齢者あんしん相談センターに配置している生活支援コーディネーターと連携をとりながら、住民主体で移動支援を担う団体の運営支援に引き続き取り組むとともに、担い手の確保策について検討を重ねます。	福祉部	高齢者いきいき課
1	(3)	1 高齢者福祉 (3) バス停や駅前などにベンチを設置してほしいと市民からの要望が寄せられている。地域にベンチを求める声を集め、市からバス会社に要望すること。また、バス会社に対し、設置費用の補助をするなどして、ベンチの設置を後押しすること。	バス停のベンチについては、原則、交通事業者が設置していることから、地域から寄せられた要望等はバス事業者へ伝えるとともに、内容に応じて、その実施に向けた協議も進めています。 ベンチ設置については、その維持管理経費も課題となっていることから、ベンチへの広告掲載による収入を確保するなど、新たな整備手法についても検討を進めています。 今後も、関係者との協議を進めながら、バス待ち環境の向上に努めてまいります。	都市計画部	交通企画課
2	(1)	2 障がい者福祉 (1) 現在、市では強度行動障がいのある方や重度障がい者に対応できる施設を優先的に整備する体制が進められていることと認識している。特に、強度行動障がいのある方は集団での生活が難しい場合もあり、家族のケアが中心になるケースが多い。当事者が社会参画できる機会を増やすための人材確保や更なる施策の推進、また、休息を必要としている家族がレスパイトできるような体制整備をすすめること。	地域生活支援拠点等事業の中で、地域の連携と支援力を強化し、必要人材の確保をはじめとする支援体制のさらなる整備を図ってまいります。	福祉部	障害者福祉課
2	(2)	2 障がい者福祉 (2) 障がい児を育てる家庭においては日常生活に係る費用負担が非常に大きく、保護者の所得により支援が繰り引されることは望ましくない。市による障がい児支援施策に所得制限を設けないこと。また、国や都の各種手当についても所得制限を設けずに給付されるよう、強く働きかけること。	平成5年(1993年)12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」に基づき、児童手当の支給に係る所得制限や障害児の補装具費の支給、日常生活用具の給付に係る所得制限が撤廃されるなど、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化が図られておりますが、さらなる支援の強化に向け、本市においては引き続き、国や都の動向を確認し、予算に係る要望等に際し、必要に応じて意見を述べてまいります。	福祉部	障害者福祉課
2	(3)	2 障がい者福祉 (3) 地域生活支援拠点事業を通じて、重度知的障がい当事者とその家族のニーズを把握すること。同事業の支援を受けた後の受け皿となる入居施設・通所施設が不足している現状から、重度知的障がい者のニーズに適切に対応できる施設の開設支援に努めること。家族間でのケアに限界があることを認識し、施設が充足していない間、代替となる施策(ヘルパーの派遣など)を充実させること。	地域生活支援拠点等事業は、既存のサービスにつながらない障害者への支援を地域のネットワークに対応するものですので、御指摘の内容につきましては現状でも行っているところです。引き続き、地域生活支援拠点事業を中心とした地域の連携と支援力を強化していく取組を実施してまいります。	福祉部	障害者福祉課
3	(1)	3 子ども・教育 (1) 『【初等教育のタブレットの使用について】 小学校一年生は、ひらがな・カタカナ・漢字と学習する内容が多い学年です。それと同時に入学してすぐタブレットを使います。筆順・筆圧・使う指は親指・小指も…。その姿勢。ポイントを増やしたいため、簡単な計算だけを繰り返す。教師が忙しい時は子守り代わり…。2年生からは、外部から先生を招きプログラミング。それを覚えた子たちは、ゲームを作り時間を割く。授業に関係ない画面を見る習慣は中学生になっても続きます。学力低下は当然です。子どもの教育にとって大切なことは何か！今おかれている現実はいかによいのか！よく見てよく考えてほしい。せめて、ローマ字を習ってからでも遅くない。基礎力をしっかりつけることが人としても社会を築いていくうえで大切なことです。タブレットの使用学年を引き上げることが提案します。』 →という提案が、学校サポート歴の長い方から寄せられました。生活者ネットワークとしても、タブレット使用は小学校中学年から適切と考えています。一人一台端末の使用開始時期等について、現場や保護者の声を聞き、検討すること。	情報活用能力は、言語能力、問題発見・解決能力などと同様に学習の基盤となる資質・能力として学習指導要領にも明記されており、今後の情報化が進む社会において欠かせない能力です。 市では、児童・生徒が発達段階ごとに身に付けるべき力をまとめた系統表を作成し、各学校では、それに基づき児童・生徒の情報活用能力の継続的・系統的な育成に取り組んできました。 また、学校や保護者向けに「八王子市版 GIGA スクール構想 IOT 活用の手引」を作成し、目の疲れや音の大きさ、姿勢、長時間の使用による疲れなど、児童・生徒の健康面へ配慮した指導の大切さをお伝えしてきたところです。 今後も、教員や保護者の意見も踏まえながら、児童・生徒の発達段階に十分留意し、各学校における指導を充実させてまいります。また、デジタルツールの使用そのものを目的とするのではなく、児童・生徒の実生活における学びを支えるものとして、デジタル技術を活用するという考えに基づき、デジタルとアナログの双方の学びを効果的に組み合わせ、児童・生徒の資質・能力を育成します。	学校教育部	教育指導課

		要望内容	回答	部	課
4	(1)	4 保健・医療・健康 (1) マイナ保険証で医療情報等の管理がしやすいという、情報を管理する側の利点は理解できる。しかし、特に高齢の方など、様々な番号の管理(正しく記憶して使いこなす等)をしてセキュリティに気を使いながら保持していく負担という、マイナ保険証を利用する側の事情も考えていかなくてはならない。現実的にどちらが安心できるかという選択を市民一人ひとりができるだけではなく、配慮が必要な人を支援する者等が積極的に「資格確認証」を持つ安心感を周知し、働きかけることなどを、高齢者福祉計画等に反映させること。	令和6年(2024年)12月2日から、医療機関受診時にはマイナ保険証での資格確認が原則となりましたが、後期高齢者医療保険及び75歳未満でマイナ保険証の利用登録をしていない被保険者には資格確認書を交付しています。 なお、市ホームページ等で周知しているとおり、高齢者や障害者など、マイナ保険証での受診が困難な要配慮者には申請により資格確認書を交付しています。 高齢者福祉計画等の反映は現状考えていませんが、市の広報を利用して周知することによる働きかけについて考えています。	健康医療部	保険年金課
4	(2)	4 保健・医療・健康 (2) 難病の医療費助成の更新手続きについては、保健所の保健対策課と本庁の健康医療政策課窓口で申請受付が行われているが、申請者は身体が不自由な方も多く、申請窓口に向くのが困難な方がたくさん居る。市域が広い本市において、市内の他の事業所等でも申請ができるようにすること。	指定難病に係る医療費助成事業は東京都が実施主体であり、患者様の状況に応じて申請に必要な書類に様々なパターンが生じるなど制度が複雑であるうえ、認定等の結果が通知されるまでに時間を要します。そのため、極力迅速に東京都へ書類を進達できるよう専門的知識を有する職員が集約的に窓口対応を行い、書類不備へのサポート等患者様の負担を最小限にするよう努めています。なお、郵送での受付にも対応しています。	健康医療部	保健対策課
4	(3)	4 保健・医療・健康 (3) 香害によって健康被害を訴える人のなかには、症状の軽い人もいれば、重い人もいます。香料製品にばく露してしまうため公共の場所には出かけられないなど、日常的な行動が制限される現状がある。また、今は健康被害が出ていなくても、たとえごく少量であっても香料製品のばく露によって香害被害者になる可能性がある。香害被害者が声を上げなくても安心して公共施設が使えるように、市職員や教職員に対して、香料を含む製品の使用を自粛するよう求めること。また、香料を含む製品の使用自粛の取り組みを市民に知らせること。	市職員に対しては、市民対応にあたっての身だしなみを学ぶ接遇研修等の機会を通じて、香害や化学物質過敏症に関する知識を深め、香りのマナーについて学ぶ内容を研修に組み込んでいます。 また、教員に対しては、化学物質に限らず、国や東京都、関係機関からの健康被害に関する情報に注意しつつ、その状況に応じ、必要な情報提供や啓発を行っています。	総務部 学校教育部	職員課 教職員課
5	(1)	5 市民サービス (1) 高齢者のボランティア参加を促す、「ゆめおりすたんぷ帳」の配布を今年度いっぱい終了し、てくぼのポイントに移行することだが、てくぼへの移行に伴い社会参加全般についてポイントを付与する運用に拡充したと承知をしている。てくぼの高齢者サロン等社会参加のポイントに関して、運営に関わる人と一般参加者のポイントが現在一律となっているが、差を付けるなどして主体的にかかわる市民の後押しをすること。 また、来年度以降、スマホをもたない等の理由で従来の「ゆめおりすたんぷ帳」を必要とする人にはその希望に応じること。	「てくぼ」は、高齢者のフレイル予防を目的とした健康ポイント制度です。「地域活動参加ポイント」は、地域活動に関わるすべての方にポイントを付与することで、高齢者の社会参加を促進します。加えて、運営者と参加者の区分にかかわらず同等のポイントを付与することで、特定の立場に偏ることなく、誰もが主体的に参加し、互いに支え合う環境の醸成を目指しています。 また、高齢者ボランティア・ポイント制度終了後もボランティア活動を継続できるよう、必要な情報を整理し、登録者への案内を行っています。今後も、丁寧な情報提供を継続していきます。	福祉部	高齢者いきいき課
6	(1)	6 環境 (1) 2025年7月10日に発生した東京工科大学におけるPFOS漏出事故を受け、事故が起きた同様の消火設備を持つ市内107箇所の企業・施設について、PFOS含有泡消火剤を使用しているかの確認を早急に行うこと。各企業・施設に対しPFOS含有消火剤から代替品に交換するための都補助事業の周知を行い、市として積極的に代替品への交換を働きかけること。	PFOS流出事故を受け、市内の同様の消火設備を持つ施設について、東京都が泡消火剤の使用状況や代替品交換のための補助事業の周知に係る調査を令和7年(2025年)10月に実施しています。 東京都の協力を受け、市では適切な泡消火剤の管理等を含め、市内のPFOS等を含む泡消火剤の使用状況を明らかにし、事業者へ働き掛けていきます。	環境部	環境保全課
6	(2)	6 環境 (2) 自然が豊かであることは本市の一つの大きな魅力である。一方で、樹木や森林の管理は課題でも感じている。見回りを含め、市がすべての樹木を管理することは難しく、特に街路樹等については地域住民の声や情報が欠かせない。危険性の高いと思われる樹木や、交通に支障をきたす樹木があれば、市へ早期に連絡することが必要であることを知らない市民も多いため、より周知を行うこと。	最も注視している幹線道路等の街路樹については、定期的に職員によるパトロールと委託業者の事前調査を実施し、必要に応じて剪定や伐採を行っています。また、市では市民の皆様から危険木等の対応について多くの要望を受け付けており、要望いただいた危険木等については、早急に職員が確認し、剪定や伐採を行っています。引き続き、電話、メール、LINE、ハガキなども含めた情報提供方法を周知していきます。	道路交通部	補修センター
7	(1)	7 人権 (1) 市では東京都パートナーシップ宣誓制度を活用しているが、基礎自治体で独自制度を設けることで、より使いやすいものになる。都内複数自治体でも独自制度導入が広がり、都の制度と連携しながら、子どもも含むファミリーシップ制度や活用できる行政サービスを拡大させるなど、より充実させている。八王子市でも独自制度導入について検討をすすめること。	令和4年(2022年)11月に導入されております東京都パートナーシップ宣誓制度の本市行政サービスへの活用を図りつつ、啓発活動に努めていく中で、慎重に判断していきます。	総務部	総務課
7	(2)	7 人権 (2) 困難を抱える女性を支援するための法律が施行され、男女共同参画事業において包括的な相談・支援の取り組みがはじまったが、まだ男女共同参画課の事業にとどまっている。庁内横断的に理解を深めるよう、研修などを実施し、早期発見にむけた全庁的な体制を構築すること。	女性をめぐる問題は、複雑化、多様化、複合化していることから、包括的な相談・支援を行っており、様々な関係機関との連携を行っています。また、抱えている困難な問題が深刻化しないように、職員研修の実施を含め、相談窓口結びつぐための早期発見に向けた取組を実施しています。	市民活動推進部	男女共同参画課

			要望内容	回答	部	課
7	(2)	②	7 人権 (2) ② 東京都の女性相談支援センターの一時保護所はスマホが使えないなど制約が多く一時保護所を利用できない人が多くいる。DVなどから逃れていて危険性が高い人ではなく、居所を秘匿する必要のない人のための一時保護所として、サテライト型のゆるやかな一時保護所の開設を東京都に要望すること。神奈川県では女性のための新たな自立支援施設として「わたしのお家(うち)」をすでに開設している。	神奈川県における取組事例については、その効果や課題について注視しているところですが、東京都が抱える地域特性や、東京都内での他の福祉サービスとの連携のあり方など、より広範な視点からの検討が必要と考えます。現時点では、東京都内での状況を注視し、引き続き東京都と関係機関との意見交換を行っています。	市民活動推進部 福祉部	男女共同参画課 生活自立支援課
7	(3)	①	7 人権 (3) ① 昨今の社会状況において、憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。 ① 生活に困窮された方にとって、最後の砦として生活保護の申請窓口に行くことはとてもハードルが高く、不安が伴うことである。申請に行く一歩手前で「生活保護は権利である」ということを目にするのが当事者にとっても重要である。申請者が安心して窓口で声をかけられるよう、庁舎内や窓口に「生活保護は権利である」ということを示すポスターを掲示すること。	生活保護が国民の権利であることは、「生活保護のしおり」に明記しています。「生活保護のしおり」を御自宅等から人目を気にせずに見覧できるように、市ホームページに掲載することで、より早い段階で相談をしていただけるようにしているためポスター掲示はしておりません。早期の段階から寄り添った相談支援を行い、必要な方については適切に生活保護申請につなげています。	福祉部	生活自立支援課
7	(3)	②	7 人権 (3) ② 昨今の社会状況において、憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。 ② 住居のない方の保護申請において、面談の結果、単身生活が可能かどうか判断するために無料低額宿泊所を案内するのではなく、単独で居宅生活ができないと判断した場合のみ施設を案内し、厚生労働省社会・援護局保護課の事務連絡にもあるように「原則居宅保護」を徹底すること。	住居がなく保護申請をされた方については、入院等を除き、即日で居所の確保が必要な状況であることから、生活保護利用を開始する際、市が確保している緊急対応部屋を含めた無料低額宿泊所等を、選択肢の一つとして案内しています。なお、これまでの状況等を確認した上で居宅生活が可能と判断される場合については、敷金等を支給することがあります。	福祉部	生活自立支援課
7	(3)	③	7 人権 (3) ③ 昨今の社会状況において、憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。 ③ 住居のない方の保護申請において、手持ち金の範囲で賃貸契約をした後に生活保護申請をするよう助言することもあるとのことだが、そのことにより住居がないと生活保護が受けられないという誤解を招き、貧困ビジネスに引っかかる事例も増えている。家がなくてもまずは生活保護の申請を優先させること。	住居があるなしに関わらず、生活保護の申請権は優先されますが、例えば申請時所持金が保護基準を上回るような場合は申請しても却下される可能性があります。十分な所持金を有する方の場合には、一つの選択肢としてアパートの賃貸借契約を結んだ後に生活保護申請をすることができる旨助言することがあります。	福祉部	生活自立支援課
7	(3)	④	7 人権 (3) ④ 昨今の社会状況において、憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。 ④ 東京都の保護施設は無料低額宿泊所より支援が充実している。施設を利用することが必要な場合は東京都の保護施設である更生施設や宿所提供施設などを無料低額宿泊所より優先して案内すること。	東京都の保護施設利用については、施設空き状況や手続き等に時間を要するため、保護申請中に入所手続きを行うことは困難な状況です。	福祉部	生活自立支援課
7	(3)	⑤	7 人権 (3) ⑤ 昨今の社会状況において、憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。 ⑤ アパートも保護施設も入居までに時間がかかる。市営住宅などの空き室を利用し、入居まで一時的に滞在できる部屋を確保すること。 やむを得ず無料低額宿泊所を利用する場合は入居までの一時的な期間として契約すること。	住居のない方からの保護申請のうち、配偶者からのDV等で逃げているなどで緊急性が高い場合には、市が委託契約している緊急部屋を活用し、居所の確保に努めています。	福祉部	生活自立支援課
7	(3)	⑥	7 人権 (3) ⑥ 昨今の社会状況において、憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。 ⑥ 居所のない人が生活保護を受けてアパートを探す際や無料低額宿泊所からアパートに移る際のアパート探しのサポートとして、居住支援法人の必要性が高まっているが、市内には居住支援法人はなく、充分とはいえない。市として、居住支援法人の立ち上げ支援を行うこと。 また、八王子市を対象エリアとしている居住支援法人は八王子市の事業者でないからなのか居住支援協会の登録リストには掲載されていない。アパート探しに苦労している人にその存在がわかるようリストに掲載すること。	居住支援法人に関する事務は、広範囲に及ぶ業務の性質から、広域自治体である都道府県が行うものとされています。居住支援法人の立ち上げ時には、まず都道府県の窓口と相談した後、申請書類を提出し、登記内容、財務状況、活動実績、事業計画等、様々な項目の審査を受けます。市には、東京都への推薦書を作成する機会が与えられていますので、申請者が居住支援活動に関して市と連携実績があるなど、居住支援法人として指定を受けるにふさわしいと認められる団体であれば、推薦の形をもって支援します。 市の居住支援協力店リストは、八王子市居住支援協議会が設けた制度の下で作成したものであり、別制度の居住支援法人を掲載することはできませんが、市ホームページに東京都の該当ページのリンクを設定することで案内します。また、相談者が見守りや家賃債務保証が必要な場合には、適宜居住支援法人の制度を案内していきます。	まちなみ整備部	住宅政策課

			要望内容	回答	部	課
7	(3)	⑦	7 人権 (3) 昨今の社会状況において、憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。 ⑦ 憲法25条の生存権を保障するために生活保護制度がある。まず当事者の気持ちを考え、その人にとってより良い生活が営めるようにするためのケースワークができるよう、ケースワーカーを増員し、スキルアップ研修を増やすこと。	利用者に寄り添い、相談をしっかりと受け止めることができる知識と技術を持ったケースワーカーを育成するため、様々な研修を実施しています。 また、生活保護利用者の状況に応じて適切なケースワークが行えるよう、各種専門機関と連携を図るとともに、必要に応じて関係機関との支援検討会議を行っています。 ケースワーカーは、これまでも増員していますが生活保護利用者の増加スピードに追いつかない状況にあります。 その中で、高齢者・就労等の支援担当及び資産調査等を行う適正化担当と連携を図るなど、ケースワークに専念できる体制構築により、生活保護の適正な運営に取り組んでいます。 今後も、業務内容や業務量に応じた体制の確保と人材育成に努めます。	総合経営部 福祉部 福祉部 福祉部	経営改革課 生活福祉総務課 生活福祉地区第一課 生活福祉地区第二課
7	(3)	⑧	7 人権 (3) 昨今の社会状況において、憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。 ⑧ 生活保護受給者には家計管理がうまくいわず生活保護を受けていても困窮状況が改善されない人が多い。ニーズが高いため支援を受けられるまで長く待たされると聞いている。単なる金銭管理ではなく、自分で家計管理ができるようになるための継続的な支援を行えるよう、支援員を増やすなど家計改善支援事業の充実を図ること。	生活保護利用者の家計支援については、利用者の状況に応じて、社会福祉協議会の地域権利擁護事業等の関連事業も活用しながら、支援を行っています。 今後も利用者の家計を管理する力を高め、早期に自立できるよう支援していきます。	福祉部 福祉部 福祉部	生活福祉総務課 生活福祉地区第一課 生活福祉地区第二課
8	(1)		8 平和 (1) 令和8年(2026年)10月にオープンを予定している八王子駅南口集いの拠点の歴史・郷土ミュージアムでは、常設展示室のコーナー展示において、八王子空襲などの本市に関する戦災資料の展示を検討しているとのことだが、その中で八王子平和・原爆資料館の重要な資料の扱いについても検討すること。	本市に関する戦災資料を扱う常設展示室の展示について、展示設計がある程度進んでいる状況にあります。 八王子平和・原爆資料館の資料を取り扱うことについては、資料を確認させていただき、展示の方法はその後、検討していきます。	生涯学習スポーツ部	文化財課
8	(2)		8 平和 (2) 八王子市内上空を米軍機が飛行しており、騒音、落下物への懸念がある。この状況に慣れることなく、国が米軍へ働きかけるよう、国、都等へ地域からの声を発信し続けること。	市街地上空における低空での訓練飛行の中止とともに、徹底した安全対策及び周辺住民の安全性への懸念払拭並びに騒音対策、環境への配慮を講じるよう、防衛施設周辺整備全国協議会や東京都、東京都市長会を通じ、今後も国に米軍への働きかけを要望します。 なお、市に寄せられる米軍機に対する苦情については、随時、国へ情報提供しています。	総務部 環境部	総務課 環境保全課
8	(3)		8 平和 (3) 市内には浅川地下壕など多くの戦争遺跡が残っている。終戦80年を迎え、年月とともに劣化が進むことも懸念され、市内に残る戦争遺跡の保存や活用は大きな課題である。戦争遺跡については現在、国が調査中であり、結果が示されていないとのことだが、調査実態や現状を国に確認すること。	戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えていくための資料として、必要に応じ、こうした戦争遺跡を活用していくことは大切であると考えています。 市内に残る戦争関連施設等の場所は認識していますが、戦争遺跡については、国が調査中であり、結果が示されていません。歴史的経過や価値の評価は国の調査結果を待つべきだと考えていますので、その結果を踏まえ、調査と保存について考えます。 なお、国では現在、調査結果の刊行に向けて準備中とのことです。	総務部 生涯学習スポーツ部	総務課 文化財課
9	(1)	①	9 選挙 (1) 投票率向上へのとりくみ ① 市内投票所について、さらに投票しやすい環境が求められている。代筆者やスロープが充分であるか再度点検し環境改善に努めること。	代理投票については、市ホームページ、広報はちおうじ選挙特集号等で周知を図っており、各投票所には代理投票に対応できるように十分な職員を配置しています。 また、段差がある投票所にはスロープを用意しています。 引き続き、高齢の方、障害のある方、全ての有権者が安心して投票できるよう、投票環境の向上について進めていきます。	選挙管理委員会事務局	選挙課
9	(1)	②	9 選挙 (1) 投票率向上へのとりくみ ② 地域の投票所よりも期日前投票所の方が交通の便がよく投票に行きやすいことが多い。投票日においても期日前投票を共通投票所として、多くの方が投票しやすい環境を整えること。	共通投票所は、多くの有権者が集まり、利便性の高い場所に投票所を設置することで投票率の向上が期待できる一方、二重投票を防ぐために、全ての投票所を通信回線で結んで情報を共有するシステムを構築する必要があります。 他の自治体における実績にも注視しながら、引き続き共通投票所の設置について調査・研究していきます。	選挙管理委員会事務局	選挙課
9	(1)	③	9 選挙 (1) 投票率向上へのとりくみ ③ 10月26日神戸市選挙で実施された例のように、投票用紙を従来の「自書式」ではなく、高齢者や障害者が投票しやすい候補者名の欄に○印をつける「記号式」の導入するよう、制度改革について検討すること。	記号式投票は、有権者の意思を正確に反映させる、開票時間の短縮などの効果が期待できる一方、期日前投票開始までに候補者の氏名を記載した記号式の投票用紙を用意することが困難であり、投票日当日の投票に限られるなどの課題があります。 他の自治体における実績にも注視しながら、引き続き記号式投票の活用について調査・研究していきます。	選挙管理委員会事務局	選挙課